

ローカル ルール

東条コース

1. アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定める。
2. レッドペナルティーエリアは赤杭または赤線によってその縁を定める。線と杭が併用されている場合は線がその縁を定める。
3. 修理地は青杭でその縁を定める。また青杭を立て、白線によってその縁を定める。この定めた区域はプレー禁止の区域として異常なコース状態の救済を受けなければならない。(規則 16.1)
4. 人工の表面を持つ道路、排水溝(バンカー内を含む)、ヤーデージ標示杭、ヤーデージ標示盤、コース保護用のゴムマット、その他固定された人工の物件は、動かさない障害物とする。また、人工の表面を持つ道路に接した排水溝は道路の一部とみなす。電磁誘導カート用の2本のレールは、その2本のレールの全幅をもって1つの道路とみなす。
5. 指定ホール(1番・2番・3番・5番・6番・10番・14番・17番・18番)のティショットがOBまたは紛失球の場合は、前方の特設ティより2打付加しプレーしなければならない。(プレーイング 4)
6. 12番ホールのグリーン手前、白色ポール間のレッドペナルティーエリアに球が入った場合、2番・6番・7番・9番・10番・14番のレッドペナルティーエリアに球が入った場合には、指定ドロップ区域にドロップ(1打付加)してプレー続行することができる。
7. 10番ホールにおいて、現にプレーをしているホールより境界を越えて別のホールに球が止まった場合、規則 18.2b または、規則 17.1d に従ってプレーを続行しなければならない。
8. 指定練習場所以外での練習ストロークを禁じる。
9. ローカルルールの追加訂正は、随時ハウス内に掲示し、直ちにその効力を発生する。
10. このローカルルールに定めない事項は、JGA ゴルフ規則を適用する。

(2025年1月1日改定)

競技委員会